

令和3年度 就学援助制度のご案内

松浦市では、経済的理由により、お子様の小学校での学習が妨げられないことがないよう、お困りの方に対して給食費や学用品費等の経費の一部を援助しています。

令和3年4月に松浦市立中学校に入学予定のお子様の保護者様で就学援助の要件に該当し、申請後認定された方に、就学援助の新入学用品費（靴・制服等入学に必要なものを購入する費用）を入学前（3月）に支給します。

援助を希望される方は申請をして認定を受ける必要がありますので、下記をご覧になりご申請ください。

申請受付期間 令和2年12月16日～令和3年2月3日（休業日及び年末年始を除く）

1 新入学用品費の入学前（3月）支給を受けることができる方

次の（1）～（5）の全部の要件に該当する方

- （1）松浦市に住民登録のある方（令和3年3月末日以前に松浦市外に転出する方を除く）
 - （2）お子様が令和3年4月に松浦市立中学校に入学予定の方
 - （3）経済的な理由により新入学用品費等の支払いにお困りの方で松浦市の就学援助認定要件（裏面3-（2）記載）に該当する方
 - （4）生活保護（教育扶助）を受給していない世帯の方（生活保護受給中の方には生活保護費により同じ主旨の「入学準備金」が支給されるため）
 - （5）令和3年2月3日までに申請書及び全ての添付書類を提出され、認定を受けた方
- ※今回、新入学用品費の申請をされなかった場合でも、入学後、令和3年4月30日までに令和3年度の就学援助を申請し、4月1日付認定となった場合には、5月末に新入学用品費を支給いたします。

ご注意ください

- 次の①②のいずれかに該当する場合は、入学前の支給対象となりません。
- ①令和3年3月末日以前に松浦市外に転出される場合
 - ②令和3年4月に松浦市立中学校に入学されない場合
- ※上記に該当し、入学前支給を受けたときは、返還していただくこととなりますので、該当の可能性のある場合は、申請を行わないでください。

2 申請について

- （1）申請書類の配布時期 令和2年12月16日から
- （2）申請書類の配布場所 松浦市立小・中学校 及び
松浦市教育委員会（教育総務課 福島分室 鷹島分室）
- （3）申請書類提出先 中学校入学予定のお子様
在学する松浦市立小学校 又は
松浦市教育委員会（教育総務課、福島・鷹島分室）

《注意事項》

- ①就学援助での「世帯」とは同じ家に住んでいる方全てです。祖父母等で住民票を別にしていても、同じ家に住んでいれば世帯に含まれます。
- ②新入学用品費の入学前（3月）支給の認定を受けられた方は、令和3年度分の就学援助認定となりますので、4月以降に再度の申請は必要ありません。

3 申請時の提出書類 及び 松浦市の就学援助認定要件

（1）提出書類

- ①就学援助申請書 ②就学援助に関する質問 ③認定要件別の提出書類（下記（2）のとおり）

（2）松浦市の就学援助認定要件及び要件別の提出書類（写し可）

認定要件 ①	申請を行う年度に次のいずれかの措置を受けた方	
	受けた措置	措置別の提出書類
イ	生活保護が停止または廃止された	⇒ 保護廃止・停止決定通知書
ロ	市民税が減免された	⇒ 市県民税減免承認（変更）通知書
ハ	国民健康保険税が減免された	⇒ 国民健康保険税減免承認通知書
ニ	児童扶養手当の支給を受けている	⇒ 児童扶養手当証書（松浦市発行で有効期限内のもの）
認定要件 ②	上記認定要件①以外で、世帯収入の合計が松浦市の認定基準額以下の方	
	収入の種類	収入の種類別の添付書類（世帯中収入のある方全員分）
イ	給与収入のみ	源泉徴収票（令和2年分（令和2年1月1日～令和2年12月31日分）） ⇒ ※源泉徴収票を発行しない事業所の場合は、「令和2年度所得証明書」をご提出ください。
ロ	事業所得、その他	⇒ 令和2年度所得証明書
ハ	公的年金・恩給・失業手当・傷病手当・養育費等	公的年金・恩給等の源泉徴収票、年金振込通知書、年金受給額の改定通知書等 ⇒ （令和2年分（令和2年1月1日～令和2年12月31日分））

【再審査について】

申請時に収入の種類が「事業所得、その他（給与収入のみでは無い方）」で「令和2年度所得証明書」を提出し認定された方には、確定申告後「令和2年分の確定申告書の控え（第1表・第2表 申告受付済分）」をご提出いただき再審査いたします。また、給与収入・年金等のみということで「源泉徴収票等」を提出された方のうち、教育委員会が他の収入を把握した場合も再審査いたします。援助費受給後の再審査後、認定却下となられた方にはご連絡し、受給済援助費の返還を求めます。ご了承ください。

※6月中旬以降に申請する場合は、「令和3年度所得証明書」を添付してください（イ、ロ、ハ共通）。

《認定基準額のめやす》

（金額の単位：円）

世帯構成	2人	3人	4人	5人	6人
人数 年齢 (例)	(母35歳 子9歳)	(母35、子14、子9)	(父40、母35、子14、子9)	(父40、母35、子14、子9、子6)	(父40、母35、子14、子12、子9、子6)
給与等の収入	2,850,000	3,437,000	3,445,000	3,910,000	4,598,000
事業所得等の所得	1,813,000	2,225,000	2,230,000	2,586,000	3,136,000

※上記金額は「モデルケース」です。世帯員数が同数であっても世帯構成員の内容、年齢などにより認定基準額が異なります。

4 援助を受けられる費用（予定額）

支給費目	内容	小学校		中学校	
		対象学年	支給額 (年額)	対象学年	支給額 (年額)
新入学用品費	新入学用品の購入にかかる経費の一部 ※ただし、小中学校新1年生（令和3年4月1日付までに認定された方）のみ	1年生	51,600円	1年生	60,000円
学用品費	学用品の購入にかかる経費の一部 前期（5月）と後期（10月）に分けて支給	全学年	11,630円	全学年	22,730円
通学用品費	通学用品の購入にかかる経費の一部 前期（5月）と後期（10月）に分けて支給 ※ただし小・中学校第1学年を除く	2~6年生	2,270円	2・3年生	2,270円
給食費	給食費として保護者が負担する経費	全学年	実費相当額	全学年	実費相当額
修学旅行費	修学旅行に参加した場合の均一に負担する経費	学校ごとの実施学年のみ	21,890円 (限度額)	学校ごとの実施学年のみ	60,910円 (限度額)
校外活動費	校外活動に参加した場合の経費の一部（交通費及び見学料のみ） （校外活動は各学校において実施しない場合もあります。）	宿泊あり	全学年 3,690円 (限度額)	全学年	6,210円 (限度額)
		宿泊なし	全学年 1,600円 (限度額)	全学年	2,310円 (限度額)
通学費	住所地から指定された学校に公共交通機関で通学する場合、片道の通学距離が小学生4km以上、中学生6km以上ある場合の交通費	全学年 通学に利用する公共交通機関の旅客運賃			
医療費	特定の疾病（むし歯、結膜炎、トラコーマ、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、白せん、疥せん、膿か疹、寄生虫病）にかかり、 <u>学校で治療を指示された場合</u> の医療機関での診療費用	全学年 左記の疾病の治療費の本人負担分 (学校で医療券を発行します)			

5 認定について

- 教育委員会が申請書類を審査し、必要に応じて申請者との面談等を行ったうえで、認定の可否を決定します。
- 審査結果については、認定となった方には学校を通じて、却下となった方には直接郵送で通知いたします（2月下旬頃）。
- 申請者の家庭状況を把握するため、地区民生委員に対し、必要に応じて聞き取り調査をお願いいたします。お尋ねがあった場合は、ご協力ください。
- 世帯収入の合計が認定基準を上回っている場合でも、特別な事情（失業、離婚、災害等）により収入が前年に比べて激減し、生計が困難な場合にはその事情に応じた書類の提出により審査する場合があります。ご相談ください。

問い合わせ先 松浦市教育委員会 教育総務課 Tel. 0956-72-1111 (内線348)
 福島分室 Tel. 0955-47-3111
 鷹島分室 Tel. 0955-48-3111
 各松浦市内小中学校

様式第1号(第3条関係)

令和3年度
 就学援助申請書(兼世帯票・委任状)

申請書記入例

松浦市教育委員会 様
 令和3年 1月 15日
 私は下記の内容を承諾したうえで、就学援助を申請します。
 ①認定の審査に必要な範囲で、世帯員の住所、税務情報、生活保護情報、児童福祉の情報を調査し、利用すること。
 ②認定や支給に必要な情報を学校に調査すること。
 ③認定に際し必要と判断した場合、民生委員に対し調査協力を依頼すること。
 ④在学中の就学援助費の請求、受領等に関する権限の一部、または全額を保護者に委任すること。
 ⑤在学中の就学援助費（学校給食費）の受領等に関する権限を松浦市に委任すること。

前年度に就学援助を
 受けた 受けていない

新中学1年生は現在の在学小学校名、
 在学年（6年）を記入

住所 松浦市 志佐町里免365番地
 市営住宅A棟104号室
 (地区名 里1)電話番号 090-0000-1111

申請者 (保護者) 氏名 松浦 松乃介
 児童・生徒本人との続柄を記入 松浦 まるこ (男・女)

家庭の状況

氏名	続柄	年齢	生年月日	職業または在学学校名・学年
1 松浦 松乃介	父	〇〇歳	S.〇〇.〇〇.〇〇	農業
2 松浦 花子	母	〇〇	S.〇〇.〇〇.〇〇	松浦株式会社
3 松浦 桃子	姉	〇〇	H.〇〇.〇〇.〇〇	〇〇高校 1年
4 松浦 まるこ	本人	〇〇	H.〇〇.〇〇.〇〇	〇〇小学校 6年
5 松浦 二郎	弟	〇	H.〇〇.〇〇.〇〇	〇〇保育園
6 松浦 イネ	祖母	〇〇	H.〇〇.〇〇.〇〇	無職

同居者は全てご記入ください。住民票を分けていても、客観的に別生計を証明することができない限り別世帯とは認められません。

申請理由 (該当する理由に〇印をつけてください。)

- 前年度又は本年度において
 - ア 生活保護が廃止された
 - イ 市民税が非課税である
 - ウ 市民税が減免された
 - エ 個人事業税が減免された
 - オ 固定資産税が減免された
 - カ 国民年金の掛金が減免された
 - キ 国民健康保険税が減免された
 - ク 児童扶養手当を受けている
 - ケ 生活福祉資金を借りている
- ア 職業安定所登録の日雇労働をしている
- イ 保護者の職業が安定せず、生活に困っている
- ウ 世帯全体の収入が非常に少ないため、生活が苦しい
- エ 学用品の購入などに不自由している
- エ 長期療養、火災、交通事故など特別な事情により生活が苦しく、学費の支払いに困っている

2のエに〇を付けた場合は、特別な事情を具体的に
 ご記入ください

住居の状況
 持家・借家 (家賃月額 28,000)
 下記口座に就学援助費の一部の振込を希望する
 座名 義人 (カタカナで記入) マツウラ マツノスケ
 金融機関名 〇〇銀行
 支店名 〇〇支店
 記号番号 (ゆうちょ銀行の場合記入)
 口座番号 1 1 1 1 1 1 1 1

申請者名義の口座をご記入ください

教育委員会 様
 上記の者から就学援助申請がありましたので報告します
 1のア・ウ・キ・クに該当する場合の添付書類(写し可)
 ア: 保護廃止(停止)決定通知書
 ウ: 市県民税減免承認(変更)通知書
 キ: 国民健康保険税減免承認通知書
 ク: 児童扶養手当証書
 「就学援助申請者の世帯収入一覧」及び収入の証明は不要です。

各 員会印

年 月 日